

## 民間団体・企業等との効果的連携活動について

〔平成24年9月10日  
シーニックバイウェイ  
北海道推進協議会決定〕

シーニックバイウェイ北海道推進協議会は、「シーニックバイウェイ北海道推進の基本方針」3. (3)イ)の方針に則り、民間団体・企業等と、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道の実現を目的として、双方の資源を有効活用した効果的連携活動として、連携に関する包括協定を締結し、シーニックバイウェイ北海道の持続的推進を図る。

## ○連携・協力事項

- (1) シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
- (2) シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
- (3) シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
- (4) 競争力のある美しく個性的な北海道の実現に関する取組
- (5) その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組

## ○個別事項

個別の取組について、具体的な実施方法、役割等に関しては双方協議のうえ別途取り決めるものとする。

## ○民間団体・企業等の条件

ルート運営代表者会議または指定された支援組織からの推薦された団体で、且つこれまでに包括協定、事業連携等の実績を有する団体。

(特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動団体を除く)

## ○協定締結までの流れ

(1) シーニックバイウェイ北海道推進協議会は、前段の条件を満たした団体であるとみなされた場合は、協定書作成し、双方代表者署名押印して協定締結する。

なお、推進協議会は、あらかじめ、ルート審査委員会の意見を聴くものとする。

(2) ルート審査委員会は、これまでに実行された包括協定または事業連携等の

実績内容が、協定締結することが妥当と認められるときは、協定締結を推奨する。

(3) 協定の有効期間は、双方協議のうえ取り決めるものとし、成果を確認し有効と判断される場合は、更新できるものとする。